● 開示項目一覧 (バーゼルⅢ関連) (2018年9月30日時点)

平成26年金融庁告示第7号 第3条

(以下のページに掲載しています)

1 100 - 1 - 100 - 1		- /
	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
自己資本の構成に関する開示事項	230~233	308~311
定性的な開示事項		
中間貸借対照表の科目が別紙様式第1号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	234~236	312~314
定量的な開示事項		
1. 第4項に掲げる事項のほか、別紙様式第4号により作成するものとする		
OV1:リスク・アセットの概要	237	315
	238	316

平成26年金融广告示第7号 第6条

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
自己資本調達手段に関する契約内容	236	314

平成26年金融庁告示第7号 第5条

		三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行		
自己資	資本の構成に関する開示事項	181~184	259~262		
定性的	な開示事項				
1. 追	結の範囲に関する次に掲げる事項				
_ 1	自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下この号において「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に規定する連結の範囲(特例企業会計基準等適用法人等(規則第14条の7第3項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。)にあっては、その採用する企業会計の基準における連結の範囲。以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因	180	258		
	- 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	180	258		
J	は、自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	180	258		
=	連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	180	258		
_	連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	180	258		
2. #	間連結貸借対照表の科目が別紙様式第5号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	185~187	263~265		
定量的	が開示事項				
O,	の他金融機関等(自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう。)であって銀行 分子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称及び所要自己資本を 回った額の総額	180	258		
2. 次	のイ又は口に掲げる銀行の区分に応じ、当該イ又は口に定める額				
1	標準的手法採用行 複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャーで、リスク・ウェイトを直接 に判定することができないものの額	_	_		
	内部格付手法採用行 信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第167条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。)が適用されるエクスポージャーの額	188	266		

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
3. 第4項に掲げる事項のほか、別紙様式第4号により作成するものとする		
OV1: リスク・アセットの概要	188	266
CR1:資産の信用の質	189	267
	189	267
	189	267
	190	268
CR5:標準的手法-資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー	191	269
CR6:内部格付手法-ポートフォリオ及びデフォルト率(PD)区分別の信用リスク・エクスポージャー	192~197	270~275
CR7:内部格付手法-信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響	198	276
	199	277
	200	278
	200	278
	200	278
	201, 202	279、280
- CCR5: 担保の内訳	202	280
	203	281
CCR8:中央清算機関向けエクスポージャー	203	281
SEC1:原資産の種類別の証券化エクスポージャー(信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。)	204	282
SEC2:原資産の種類別の証券化エクスポージャー(マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。)	204	282
SEC3:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本(自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合)	205, 206	283、284
SEC4:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本(自金融機関が投資家である場合)	207、208	285、286
MR1:標準的方式によるマーケット・リスク相当額	209	287
MR3:内部モデル方式の状況(マーケット・リスク)	209	287
	210	288
- IRRBB1:金利リスク	210	288
連結レバレッジ比率に関する開示事項		
1. 連結レバレッジ比率の構成に関する事項	211	289
2. 前中間連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。)	_	289

平成26年金融庁告示第7号 第6条

	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
自己資本調達手段に関する契約内容	187	265

平成26年金融庁告示第7号 第8条

_	ルとり十立際门	百小弟 / 芍 第 O 未	
			三菱UFJフィナンシャル・グループ
自	習資本の構成に関する	する開示事項	125~129
定	性的な開示事項		
1.	連結の範囲に関する	る次に掲げる事項	
		比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下この号において ループ」という。)に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因	124
	ロ 持株会社グル	ープのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	124
		比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等 貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	124
		ープに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であっ 囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	124
	ホー持株会社グル	ープ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	124
2.	中間連結貸借対照	長の科目が別紙様式第5号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	130~132
定量	置的な開示事項		
1.		持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう。)であって銀行持株会社 ののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	124
2.	次のイ又は口に掲	ずる銀行持株会社の区分に応じ、当該イ又は口に定める額	
	イ 標準的手法採 とができない	用行 複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定するこ ものの額	-
		採用行 信用リスク・アセットのみなし計算(持株自己資本比率告示第145条の規定により信用リスク・ を算出することをいう。)が適用されるエクスポージャーの額	133

	三菱UFJフィナンシャル・グループ
3. 第4項に掲げる事項のほか、別紙様式第4号により作成するものとする	
OV1: リスク・アセットの概要	134
CR1:資産の信用の質	135
CR2: デフォルトした貸出金・有価証券等(うち負債性のもの)の残高の変動	135
	135
	136
	137
	138~143
	144
	145
	146
	146
	146
	147、148
- CCR5: 担保の内訳	148
	149
CCR8:中央清算機関向けエクスポージャー	149
SEC1:原資産の種類別の証券化エクスポージャー(信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。)	150
SEC2:原資産の種類別の証券化エクスポージャー(マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。)	150
SEC3:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本(自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合)	151、152
SEC4:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本(自金融機関が投資家である場合)	153、154
MR1:標準的方式によるマーケット・リスク相当額	155
MR3:内部モデル方式の状況(マーケット・リスク)	155
MR4:内部モデル方式のバック・テスティングの結果	156
IRRBB1:金利リスク	156
持株レバレッジ比率に関する開示事項	
1. 持株レバレッジ比率の構成に関する事項	157
2. 前中間連結会計年度の持株レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。)	_

平成26年金融庁告示第7号 第9条

	三菱UFJフィナンシャル・グループ
自己資本調達手段に関する契約内容	132

平成27年金融庁告示第7号 第3条	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
		二支(1) (旧印) 默门
単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項		
1. 時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	239	31
2. 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	239	31
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	240	31
4. その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項	240	31
平成27年金融庁告示第7号 第6条		
	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
単体流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	239	31
平成27年金融庁告示第7号 第5条		
1 200-1 1 111111111111111111111111111111	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
車結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項		
主相が動性がバレッジに平に関するとはいめが、 1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	212	29
2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	212	
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	213	
4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項	213	29
TT + 1.7 年 - 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.		
平成27年金融庁告示第7号 第6条	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
車結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	212	29
平成27年金融庁告示第7号 第8条	三菱UFJ	フィナンシャル・グループ
連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項		1.5
1. 时未列にのける連輪派頭柱ガハレック比率の多動に関する事項 2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項		15 15
2. 建和川東はガベレック比率の水平の計画に関する事項 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項		16
4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項		16
C 7 (2) 22 (187/1000) (20.7) 7 7 7 9 7 1 7 1 7 1 7 2 7 7 7 7 1		
平成27年金融庁告示第7号 第9条		フィナンシャル・グループ
		-17 22 PW - 21V - 2